中央大学　信窓会

会　　長　金子　尚道様

研修部長　平川　博幸様

**研修支援費支給申請書**

令和　　年　　月　　日

信窓会　　　　　支部

支部長　　　　　　　　㊞

電　話

中央大学信窓会研修支援要領の規定により、別紙の研修計画に日時、場所、講師名、演題、参加見込み人数、その他必要と認めた事項を記載して、下記請求金員の支給を申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支部再建総会における講演会等研修研修支援要領第２条（１） | 講師謝金50,000円以内 | 講師交通費10,000円以内 | 会場借上費5,000円以内 | 備　　　考（決済額） |
| 請求額　　　　　円 | 請求額　　　　　円 | 請求額　　　　　　円 | （　　　　　　　　円） |
| 支部の計画する講演会等の研修研修支援要領第２条（２） | 講師等に支払う謝金の２分の１以内でかつ25,000円を上限とする | 講師等に支払う交通費の２分の１以内でかつ5,000円を上限とする | 会場借上費の２分の１以内でかつ3,000円を上限とする | 備　　　考（決済額） |
| 実際支払額　　　　　円 | 実際支払額　　　　　円 | 実際支払額　　　　　　円 | （　　　　　　　　円） |
| 請求額　　　　　円 | 請求額　　　　　円 | 請求額　　　　　　円 | （　　　　　　　　円） |
| 承認決裁者㊞令和　　年　　月　　日　支給 | 合　計 | 　　　　　　　　　円 |

注 １．「支部再建総会における」とは、再建前４年以上支部総会その他の会を開催していない支部です。

２．「支部の計画する講演会等」には、定時・定期総会時の講演会等は含まれません。

３．この支援支給は、１支部につき年間（4/1～3/31）１回とし、全体で年間５回まで、かつ本部予算

　　で定める額を上限とします。

４．支部が計画する講演会等（第２条(2)）に係わる支援支給は、当該支部が前年度に本部に納入済みの会費の総額の２分の１を超えることはできません。

５．上記における講演会等で、本会会員が講師を務める場合には、支援支給の請求はできません。

６．支給金の振込先は出来るだけ「*JP* ゆうちょ銀行」にお願いします。 (2024/06/01)